

議案第 82 号

大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大分県退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項及び第 286 条の 2 第 2 項においてその例によることとされている同法第 286 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 31 日をもって、大分県退職手当組合から由布大分環境衛生組合を脱退させ、及び大分県退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

理 由

大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び大分県退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議したいので提出する。

大分県退職手当組合同規約の一部を変更する規約

大分県退職手当組合同規約（昭和５６年指令地第７８７号許可）の一部を次のとおり変更する。

第１３条を次のように改める。

（加入及び脱退）

第１３条 組合は、地方公共団体が組合に加入又は組合から脱退する場合には、条例で定めるところにより算定した金額を、当該地方公共団体に納付させ又は還付するものとする。

第１４条を削る。

別表中「大分県退職手当組合 由布大分環境衛生組合」を「大分県退職手当組合」に改める。

附 則

この規約は、令和３年３月３１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和３年４月１日から施行する。